③　送配電関連固定費用のうち、配電用変電サービス費用及び高圧配電費用を、送配電関連需要についての①10）の値により、非特定需要（特別高圧需要を除く。）、特定高圧需要及び特定低圧需要ごとに、配分することにより整理すること。

④　送配電関連固定費用のうち、低圧配電費用を、送配電関連需要についての①11）の値により、非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定低圧需要ごとに、配分することにより整理すること。

⑽　⑻により整理された送配電非関連固定費用を、次に掲げる基準により、三需要種別ごとに配分することにより整理すること。

①　送配電非関連需要について、次の割合及び値を算定すること。

１）　三需要種別の最大電力を合計した値のうちに三需要種別ごとの最大電力の占める割合

２）　三需要種別の夏期尖頭時責任電力を合計した値のうちに三需要種別ごとの夏期尖頭時責任電力の占める割合

３）　三需要種別の冬期尖頭時責任電力を合計した値のうちに三需要種別ごとの冬期尖頭時責任電力の占める割合

４）　三需要種別の発受電等量を合計した値のうちに三需要種別ごとの発受電等量の占める割合

５）　三需要種別ごとに、１）の割合に２を、２）の割合に0.5を、３）の割合に0.5を、４）の割合に１を乗じて得た合計の値を４で除して得た値

②　送配電非関連固定費用を、送配電非関連需要についての①５）の値により、三需要種別ごとに、配分することにより整理すること。

⑾　⑸及び⑹により整理された配電需要家費用及びネットワーク販売需要家費用を、送配電関連需要に係る三需要種別の口数の合計のうちに三需要種別ごとの口数の占める割合により、三需要種別ごとに、配分することにより整理し、⑹により整理された非ネットワーク販売需要家費用を、送配電非関連需要に係る三需要種別の口数の合計のうちに三需要種別ごとの口数の占める割合により、三需要種別ごとに、配分することにより整理すること。

⑿　⑻により整理された送配電関連可変費用及び送配電非関連可変費用を、次に掲げる基準により、三需要種別ごと並びに非特定需要（特別高圧需要を除く。）、特定高圧需要及び特定低圧需要ごと並びに非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定低圧需要ごとに、配分することにより整理すること。

①　送配電関連可変費用（配電用変電サービス費用、低圧配電費用及び高圧配電費用を除く。）を、⑼①６）の値により、三需要種別ごとに、配分することにより整理すること。

②　送配電関連可変費用のうち、配電用変電サービス費用及び高圧配電費用を、⑼①７）の値により、非特定需要（特別高圧需要を除く。）、特定高圧需要及び特定低圧需要ごとに、配分することにより整理すること。

③　送配電関連可変費用のうち、低圧配電費用を、⑼①８）の値により、非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定低圧需要ごとに、配分することにより整理すること。

④　送配電非関連可変費用を、⑽①４）の値により、三需要種別ごとに、配分することにより整理すること。